

豊中市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

令和5年（2023年）9月1日

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市域において、事業者（第5条でいう事業者。以下同じ。）が、次条各号に規定する交付金の対象事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、市民の老後における健康の保持及び高齢者の福祉の増進を図り、併せて高齢者が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成並びに働きやすい職場環境の整備による介護従事者の確保及び高齢者の見守り支援の実施による介護離職の防止に資することを目的とし、補助金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めがあるもののほか必要な事項について定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、「地域介護・福祉空間整備交付金実施要綱」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「交付金実施要綱」という。）に基づく次に掲げる交付対象事業のうち、別表の第1欄に定める事業とする。

（1）施設等整備事業

- ア 防災・減災等事業支援特例交付金（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）
- イ 防災・減災等事業支援特例交付金（地域介護・福祉空間整備推進交付金）

（補助対象事業費）

第3条 前条の事業に要する費用のうち補助の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、別表の第1欄の対象区分に応じ、当該各第3欄に定めるものとする。ただし、次に掲げる費用については補助対象外とする。

（1）施設等整備事業

- ア 土地の買収又は整地に要する費用
- イ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- ウ その他施設等の整備事業費として適当とは認められない費用

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次により算出するものとする。

- （1）既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業及び高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業に係る補助金の額は、別表の第1欄に定める対象区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合

合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める区分及び単位により算出した合計額(補助限度額)とを比較して少ない方の額とする。この場合において、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等の給水設備整備事業及び高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業に係る補助金の額は、別表の第1欄に定める対象区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める区分及び単位により算出した合計額(補助限度額)とを比較して少ない方の額(ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。)に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(整備計画の採択と補助金交付の条件)

第5条 補助金は、交付金実施要綱に基づいて市が厚生労働大臣に提出する防災・減災等事業整備計画が採択され、市町村交付金の交付が決定された場合又は交付されることが確実な場合であって、各計画に係る事業(以下「補助事業」という。)を行う者として市長が認めた事業者(ただし、法人に限る。)に対し、次の各号に掲げる条件を付して交付する。

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 前号において、厚生労働大臣が別に定める期間の経過以前に交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄した場合は、補助金の返還を求めることがある。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控

除税額報告書（様式10）にて速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があつた場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (9) 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 事業者は、この補助金に係る補助金の交付と補助対象事業費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の交付を受けてはならない。

（補助金の申込手続）

第6条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申込書（様式1）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の交付申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定をし、当該交付の決定内容及び交付の条件を補助金交付決定通知書（様式2）により、事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第8条 事業者は、第2条第1項第1号に該当する補助事業に係る工事に着手したときは、着手の日から7日以内に着手届（様式3）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の補助事業の事業期間が複数年度にわたる場合は、その年度ごとに当該補助事業の実施の状況について、市長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の補助事業の実施の状況について、市長から指示があった場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内（当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は完了の日の属する年度の末日（3月31日）までのいずれか早い日までに事業実績報告書（様式4）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する事業実績報告書の提出があったときは、当該報告書の書類の審査により、当該報告に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式5）により事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による通知を受けた事業者から、補助金交付請求書（様式6）により補助金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

- 第12条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、当該補助事業の完了前においても、第7条の規定により決定した補助金交付額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。
- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする事業者は、補助金概算払申込書（様式7）に補助事業の実施の状況に関する報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(概算払の決定)

- 第13条 市長は、事業者から前条第2項の申込書の提出があったときは、当該申込に係る書類の審査により、当該申込に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めるときは、概算払により補助金を交付すべき時期及び金額を決定し、補助金概算払決定通知書（様式8）により当該事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の通知を受けた事業者から、補助金概算払請求書（様式9）により補助金の概算払の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前項により決定する交付すべき時期に補助金を概算払により交付するものとする。

(精算)

第14条 市長は、第10条の規定により補助金の額を確定した場合において、前条第2項の規定により既に交付した補助金の額が当該確定した補助金の額を超えるときは、事業者に対し期限を定めてその超える部分に相当する額の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の変更、中止又は廃止をしたとき。
- (2) 第5条各号の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (5) 正当な理由なく、状況報告若しくは実績報告を行わず、又は立入調査に応じないとき。
- (6) 正当な理由なく、補助事業に着手せず、又は当該補助事業を完了しないとき。
- (7) その他市長が補助金の交付決定の取消しが妥当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前項により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、事業者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(立入調査)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、又は市職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年1月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月31日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)9月1日から施行する。

別表

(1) 防災・減災事業支援特例交付金(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

1. 対象区分	2. 補助限度額	3. 対象経費
既存の小規模高齢者施設の sprinkler 設備等整備事業		
既存する 1,000 ㎡未満の小規模福祉施設等における sprinkler 設備の整備事業	対象施設ごと 1 ㎡あたり、9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	防災・減災事業整備計画に基づく既存の小規模高齢者施設の sprinkler 設備等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
既存する 1,000 ㎡未満の小規模福祉施設等における消火ポンプユニット等の設置事業	対象施設ごとに、9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/1 ㎡と 2,440 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	
既存する 300 ㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等(※)における自動火災報知設備の整備事業	施設数あたり、1,080 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	
既存する 500 ㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等(※)における消防機関へ通報する火災報知設備の整備事業	施設数あたり、325 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 	施設数あたり、15,400 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	防災・減災事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 	施設数あたり、7,730 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	

		び適当と認められる購入費等を含む。
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		
<p>(広域型施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム <p>(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス 	施設延べ床面積(市長が必要と認めた面積)×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	<p>防災・減災事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

※生活支援ハウス等には生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち市長が特に必要と認めた施設を含む。

※小規模とは定員 29 名以下をいう。

(2) 防災・減災事業支援特例交付金(地域介護・福祉空間整備推進交付金)

1. 対象区分	2. 補助限度額	3. 補助率	4. 対象経費
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	厚生労働大臣が認めた額	3/4	<p>防災・減災事業整備計画に基づき高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
高齢者施設等の水害対策強化事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム 	厚生労働大臣が認めた額	3/4	<p>防災・減災事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
高齢者施設等の給水設備整備事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・地域密着型特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	厚生労働大臣が認めた額	3/4	<p>防災・減災事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 			
--	--	--	--

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設 ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 	厚生労働大臣が認めた額	3/4	<p>防災・減災事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
---	-------------	-----	--

